

告 示

埼玉県告示第六百四十号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、荒川水系荒川、坂東沢川、三沢川、滝の入沢川、日野沢川、赤平川、吉田川、阿熊川、石間川、長留川、薄川、小森川、蒔田川、横瀬川、定峰川、生川、小島沢川、浦山川、橋立川、安谷川、大血川、東谷川、中津川、神流川、滝川及び豆焼川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第四項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県秩父県土整備事務所及び埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕